

建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和3年9月16日(木曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午後 零時11分 散会

付託事件

議案第82号, 議案第85号, 議案第86号, 議案第87号中第1表中歳出中第8款及び第2表継続費補正

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第82号 常磐線赤塚・水戸間こ線道路橋新設工事委託協定の締結について
- ② 議案第85号 土地の取得について(市道酒門358号線用地)
- ③ 議案第86号 土地の取得について(都市計画道路3・3・2号中大野中河内線用地)
- ④ 議案第87号 令和3年度水戸市一般会計補正予算(第5号)中第1表中歳出中第8款(土木費)及び第2表継続費補正

2 出席委員(7名)

委員長	綿 引 健 君	副委員長	滑 川 友 理 君
委員	中 庭 次 男 君	委員	田 口 文 明 君
委員	鈴 木 宣 子 君	委員	小 川 勝 夫 君
委員	松 本 勝 久 君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(1名)

議 員 佐 藤 昭 雄 君

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副 市 長	秋 葉 宗 志 君		
建 設 部 長	渡 邊 雅 之 君	建設部技監兼 建設計画課長	大 森 幹 司 君
建設部技監兼 道路建設課長	松 葉 光 隆 君	建設部技監兼 生活道路整備 課 長	有 金 正 義 君
建設部技監兼 内原建設事務 所 長	谷 萩 幸 治 君	道路管理課長	丹 治 雅 人 君
河川都市排水 課 長	大 山 裕 己 君	建 築 課 長	大 和 田 聡 君
土木補修事務 所 長	川 又 弘 一 君		

都市計画部長	加藤久人君	都市計画部技監兼 公園緑地課長	上田航君
都市計画部技監兼 市街地整備課長	木村勤君	都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大和直文君
都市計画課長	平澤俊之君	建築指導課長	井原孝志君
住宅政策課長	砂川和敏君		
上下水道事業 管理者	荒井幸君		
水道部長	伊藤俊夫君	水道部参事兼 水道総務課長	関谷勇君
水道部参事兼 経理課長	梶山哲君	水道部参事兼 給水課長	梶山学君
水道整備課長	杉山健一君		
下水道部長	坏貴之君	下水道管理課長	鬼澤英一君
下水道整備課長	小田博之君	集落排水課長	久木崎隆君
下水道施設 管理事務所長	渡邊基弘君		

6 事務局職員出席者

議事課長補佐	綱島卓也君	書記	昆節夫君
--------	-------	----	------

午前10時 0分 開議

○綿引委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、島上水管理事務所長が忌引のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表(1)のとおり、議案第82号ほか3件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日はまず執行部に提出議案の説明を求め、次に順次質疑を行いまして、明日御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第82号ほか3件を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から、順次提出議案の説明を願います。

なお、8月26日の当委員会で請求をいたしました資料につきましては、本日提出を受けておりますので、議案の説明とあわせて説明をお願いいたします。

それでは初めに、議案第82号 常磐線赤塚・水戸間こ線道路橋新設工事委託協定の締結について、執行部から説明をお願いいたします。

松葉技監兼道路建設課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 おはようございます。

それでは御説明いたします。

議案書①の11ページをお開き願います。あわせまして、建設部道路建設課提出の議案第82号参考資料①を御参照願います。

市議会議案第82号 常磐線赤塚・水戸間こ線道路橋新設工事委託協定の締結について御説明いたします。

協定の目的につきましては、都市計画道路3・3・2号中大野中河内線整備に係る常磐線赤塚・水戸間岡田踏切除却を伴う（仮称）新岡田橋こ線道路橋新設工事でございます。

施工場所が姫子1丁目、東赤塚でございます。

工事概要でございますが、こ線道路橋新設工事といたしまして、都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）の整備区間のうち、JR常磐線の直上を橋りょうにて横断する区間を整備するものでございます。橋脚が上り線1基、下り線1基。主桁架設につきましては、上り線橋長98.5メートル、幅員11.9メートル、下り線橋長94メートル、幅員11.9メートル。階段新設工1基、基礎工、架設工と

なっております。鉄道工事といたしまして、設備支障移転一式、仮設工でございます。

協定金額につきましては、31億4,944万円でございます。

協定の相手方は、水戸市三の丸1丁目4番47号、東日本旅客鉄道株式会社、執行役員水戸支社長、小川一路でございます。

添付資料の位置図、平面図、パースにつきましては、さきの当委員会で御説明しておりますので、省略させていただきます。

また、資料5ページの参考資料②を御参照願います。

請求資料のありました今後の事業スケジュールでございます。

表の左に主な工種を記載してございまして、左から右に令和3年度から令和11年度までの工程を表示してございます。

JR協定期間につきましては、令和3年度から令和8年度としております。

準備工といたしまして、鉄道施設の支障移転や架設工を令和3年度から令和4年度に実施いたします。橋脚下部工を令和4年度から令和5年度にかけて実施いたします。上部工架設につきましては、令和5年度から実施し、令和8年度まで行います。

また、右欄の備考にも記載していますように、桁の製作は水戸市で発注を行い、最初の桁製作は令和4年度を予定しております。

表の一番下の青文字と工程部分が水戸市工事となります。JR協定工事完了後に橋りょう区間前後のアプローチ道路の整備を実施いたしまして、令和11年度の供用開始を目指してまいります。

説明は以上でございます。

○**綿引委員長** 次に、議案第85号 土地の取得について（市道酒門358号線用地）について、執行部から説明を願います。

松葉技監兼道路建設課長。

○**松葉建設部技監兼道路建設課長** 次に、議案書①の17ページをお開き願います。

市議会議案第85号 土地の取得につきましては、建設部道路建設課提出の議案第85号参考資料により御説明いたします。

市道酒門358号線道路用地として、次により取得するものでございます。

1、土地の表示といたしまして、水戸市元石川町字泉沢2505番1ほか18筆。面積は宅地、畑、山林をあわせまして、8,207.7平方メートルでございます。

2の取得価格につきましては、6,986万2,824円でございます。

3の契約の相手方につきましては、でございます。

なお、添付資料の位置図、用地取得箇所図につきましては、さきの当委員会で御説明させていただきます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**綿引委員長** 次に、議案第86号 土地の取得について（都市計画道路3・3・2号中大野中河内線用地）

について、執行部から説明を願います。

松葉技監兼道路建設課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 次に、議案書①の19ページをお開き願います。

市議会議案第86号 土地の取得につきましては、建設部道路建設課提出の議案第86号参考資料により御説明いたします。

都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（大野工区）の用地といたしまして、次により取得するものでございます。

1の土地の表示といたしまして、水戸市西大野字西前2304番ほか20筆。面積は田畑をあわせまして8,573.48平方メートルでございます。

2の取得価格につきましては、4,207万3,679円でございます。

3の契約の相手方につきましては、でございます。

なお、添付資料の位置図、用地取得箇所図につきましては、さきの当委員会におきまして説明させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○綿引委員長 次に、議案第87号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第5号）中第1表中歳出中第8款（土木費）及び第2表継続費補正について、執行部から説明を願います。

初めに、第8款土木費、2項道路橋りょう費、4目交通安全施設整備費について、大森課長、お願いたします。

○大森建設部技監兼建設計画課長 それでは、議案書②の令和3年度補正予算に関する説明書の10ページ及び11ページ目をお開き願います。

ページ中段に記載があります第8款土木費、2項道路橋りょう費、4目交通安全施設整備費につきましては、さきの千葉県八街市の通学路において児童が死傷する痛ましい事故が発生したことを受けまして、7月に国から示された新たな観点も踏まえ、国、県、市の道路管理者や警察、学校関係者とともに実施した合同点検で把握した危険箇所のうち、40か所について早期の対応を図るために必要な経費として、工事費2,000万円を計上させていただいております。

また、さきの7月20日に開催されました第21回新市民会館整備等調査特別委員会において説明のほうをさせていただきました。国が整備します泉町1丁目国道50号上空通路整備に必要な負担金につきまして、事業期間が長期にわたることから、2か年度継続して設定をしていただくのに必要な本年度分の経費となる2億6,000万円を計上させていただいております。あわせて2億8,000万円の増額補正をするものでございます。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 次に、4項都市計画費、4目街路整備事業費について、大森課長、お願いたします。

○大森建設部技監兼建設計画課長 それでは引き続きお願いたします。

同ページの下段のほうにございます第8款土木費、4項都市計画費、4目街路整備事業費につきましては、都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）、また都市計画道路3・3・16号梅香下千波線

(畑中工区) , 都市計画道路3・3・30号赤塚駅水府橋線(堀2工区)の3路線につきまして、整備の進捗を図るため、国の補助金の内示額にあわせて4億7,600万円を増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○**綿引委員長** 次に、6目公園費について、平澤課長、お願いいたします。

○**平澤都市計画課長** 同じく議案書②、10ページ、11ページでございます。

ページの最下段、第8款土木費、4項都市計画費、6目公園費のうち、国補公園建設事業費につきましては、(仮称)東部公園のサッカー場整備の進捗を図るため、国の補助金の内示額にあわせて2,000万円の増額補正を講じるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**綿引委員長** 次に、第2表継続費補正について、大森課長、お願いいたします。

○**大森建設部技監兼設計画課長** それでは、継続費につきまして御説明のほうを差し上げます。

同じく議案書②の14及び15ページ目をお開き願いたいと思います。

7月20日に開催されました第21回新市民会館整備等調査特別委員会において説明をさせていただきました国が整備する泉町1丁目国道50号上空通路に対する負担金につきまして、事業期間が長期にわたることから、令和3年度から令和4年度の2か年の継続費として計上させていただいたものでございます。

年割額につきまして、令和3年度分につきましては2億6,000万円、令和4年度分に6,900万円と設定させていただいております、合計3億2,900万円の継続費とさせていただいております。

説明は以上でございます。

○**綿引委員長** 以上で、提出議案についての説明は終了いたしました。

それでは、これより順次質疑を行います。

初めに、議案第82号 常磐線赤塚・水戸間こ線道路橋新設工事委託協定の締結について、質疑のある方は発言をお願いいたします。

鈴木委員。

○**鈴木委員** 議案第82号について質問させていただきます。

ここはもう本当に大事な跨線橋でありますので、本当にこのスケジュールどおりにしっかりやっていただきたいなと思います。この地域の岡田踏切というところが自転車と人が通れる踏切ですけれども、かなり利便性がありまして、地域の方たちが通行されているという、そういう踏切であります。ちょっと現場を見ましたら看板を立ててありまして、その看板に令和4年1月でこの踏切は廃止されて、令和12年4月からは新しい橋を利用して常磐線を横断できると、このようにお知らせの看板には書かれてあるんですけども、この点について私としては、この8年間ここを使えないということで、地域の皆さんはどのように、地域のことだから分かっているかと思うんですけども、皆さんには説明とかそういったことはしたんでしょうか。まず、それをお聞きしたいと思います。

○**綿引委員長** 松葉課長。

○**松葉建設部技監兼道路建設課長** ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

今回の工事によりまして、どうしても現在の岡田踏切のほうは、安全上も考えまして除却しなければなら

ないという状況でございました。代替の架設とか踏切というのも一応検討はしたんですけれども、やはり新たな用地確保とか事業費の関係とかでなかなか代替の踏切というのがまず設けられなかったという経緯がございます。

また、今回踏切を通れなくなるということに関しましては、地元の代表の方に事前に御説明をさせていただいて、後に現場のほうに看板等の設置をしているという状況でございます。

以上でございます。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 分かりました。ちょっと内容を見ますと、こうなりますというだけの内容だったので、できれば本当に使っている方にとってはかなり——岡田橋のほうは車の往来が激しくて、また歩道がないところを通ったりとか、もっと遠い第2石川踏切を通らないといけなかったりということもあるので、これからまたそういうお知らせの看板を立てるに当たっては、本当に大変御迷惑をおかけいたしておりますという文字を一番最初に入れていただいて、例えば迂回路とかそういったことも少し丁寧に書いていただきたいと思いますので、お願いいたします。答弁は結構です。

もう1点、すみません。この橋脚の脚というんですか、何メートルあるのかちょっと分からないんですが、よく見ますと下の住宅の立ち退きとかはもう全て終えられていると思うんですけれども、残ったおうちについて、日照の問題とかそういったところが本当に住民説明会的なことをしながら進めていच्छるのか、ちょっと経緯をお聞きしたいと思います。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

まず、この都市計画道路の事業に伴いましての住民説明のほうなんですけれども、ちょっと過去の資料を調べたんですけれども、経緯はちょっと、住民説明があったという記録が現在のところまだ見つかっていない状況でございます。ただ、いずれにしましても、都市計画道路事業をやる場合は、当然隣接関係者の同意を得て用地買収、また工事協力という形で進めてくるものですから、それで買収のほうも進めていますので、個別に事業の説明をしながら工事を進めているという状況になります。

また、道路ができて、目の前に高い橋りょうができて、日照権とかどうなのかという問題もございしますが、一番気になっている近い方でありまして、目の前のおうちから道路の部分まで約12メートルぐらいあるという状況ではありますので、ここにこれだけの高さの橋りょうができますよという形で地元の方には説明して、事業のほうはさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 本当に日照の問題、あとはまた騒音の問題もあるかと思うんですね。やっぱりここは丁寧に今後とも説明を続けていただきながら本当にお願ひしたいと思います。

あと1点、新しくできたときに階段と書いてありますね。この階段というのはちょっと想像がつかないんですけれども、ちょっとその御説明をお願いできますか。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

橋りょうに伴う階段の設置につきましては、3か所予定しています。まず、JRのほうに1か所架けていただいて、それ以外の2か所の階段は現在のところ水戸市のほうで設置するという状況になっております。

階段につきましては、やはり今度踏切がなくなる関係で市道が分断されてしまいますものですから、その階段を使って橋を渡って反対側に行っていただくという形で対応するために、階段とスロープをつけているという状況でございます。

また、スロープということは、自転車の押し歩きも考えていまして、階段の真ん中に60センチメートル幅のコンクリートのスロープをつけまして、自転車の方はそこを押して橋りょうのほうに渡っていただくという形で、階段とスロープがあわさったような構造となっております。

以上でございます。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 分かりました。

最後にちょっと資料の要望なんですけど、橋脚がもう出来上がっている写真をいただいているんですけども、できましたらもうちょっと全体的なそういう完成図みたいなのがお願いできたらと思うんですが、ご検討いただけたらと思います。

〔「後でいいだろう」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員 後でいいです。

○綿引委員長 今配られているものはパース1面だけでございますので、多面的に分かるようなものをということをお願いをしたいと思います。

松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの鈴木委員の御質問なんですけれども、今回つけた資料はどうしても橋りょう部分だけの完成予想図になっておりました。やはり橋りょう部分と全体の道路と取付けがどういうふうになるかというのはこれだけではちょっと分からないところもありますので、今後事業を進めていく中で、そういった完成予想図をつくって現地のほうに貼れるような形で、今後検討していきたいと思っています。

以上でございます。

○綿引委員長 よろしいですか。

中庭委員。

○中庭委員 この道路は、周辺の住民の皆さんからも非常に要望もされておりますので、ぜひ早期に造っていただきたいというふうに思います。そこで、1つは、この道路の建設予定地の脇に県営赤塚団地があるんですけれども、この団地は100戸以上の規模の大きな団地です。この跨線橋の道路がすぐ脇を通るんですけれども、多分10メートルもないぐらいの脇に団地があるということなんですけれども、工事中に防音対策とか道路完成後の防音壁の建設というものは計画されているのかどうか、お答えいただきたいです。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

県営アパートの前面には道路の擁壁が立ち上がる計画となっております。その壁と一番近い県営アパートは、約1.5メートルぐらいの離れが確保できるという状況でございます。

また、道路の高さ的にもアパートの2階部分と同じぐらいの高さを道路が通過するというような状況になっています。県とも協議したんですけれども、やはり居住者への騒音とかプライバシーのことが懸念されることから、供用開始する暁には、目隠し等のフェンスとかその辺は設置したいなと考えているという状況でございます。

また、騒音につきましては、現地を計測した結果は今ある常磐線の通過とほぼ同じぐらいの騒音だという状況で今予測されていますので、現時点では防音壁というのは考えてはいないんですけれども、やはり今後住む方の状況を考えながら、目隠しフェンスとあわせてそういったものも検討する必要があるかと考えております。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 今課長が言ったように、この跨線橋と県営赤塚アパートは1.5メートルぐらいしか離れていないんですよ。団地のすぐ1.5メートルのところを通るんですよ。そうすると、かなりの騒音が出ると思うんです、実際に。そうすると、中に住んでいる人たちが住んでいられないという状況にもなってしまいます。例えば、私もよく聞くんなんですけれども、河和田団地の脇に国道50号バイパスがあります。あそこの脇に52-6棟とか52-7棟とかとあるんですけれども、現実的に騒音で入居者がほとんどなくなっちゃうという事態になっているんですよ。部長さんは知っていると思うけれども、結局騒音とか何かで入居者が非常にどんどん減ってしまっていて空いてしまっているといったものもありますので、ぜひここはしっかりと防音壁、それから完成後には防音対策ができるようにしていきたいと思うんですけれども、今の話では工事中は何とか目隠しを造るけれども、工事後については防音壁は造らないということで、もう一度確認したいんですけれども。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

当然工事中は先ほど申したとおりなんですけれども、やはり開通後も高い部分を道路が通るものですから、その目隠しのプライバシーの問題となることも考えて、目隠しを含めた防音設置についても今後県の住宅課のほうと協議しながら、設置のほうを考えていきたいと思ってございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 やっぱり住民の皆さんからは防音対策をしてほしいということがありますので、私たちが地図を見ても、道路の端と県営住宅の端がちょうど一致しているぐらいの近さなんですよ。だから、その辺はよくしっかり対応していただきたいと思います。

それから、もう一つ、私ちょっと感じたのは、この跨線橋というのは、大体この地図を見ると100メートルぐらいですね。ここに31億円、年月で言うと6年間かけて、令和3年度から令和8年度までかかるということなんですけれども、これは何でこんなに長時間かかるのかお答えいただきたい。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

J Rと橋りょうの架設工法について協議を行った結果、作業範囲が非常に狭く限られている状況のため、J Rの横断部につきましては、桁の架設に送り出しという工法を採用しております。その送り出しの工法をやるためには、やはり限られた作業範囲の中で上下線両方一緒に工事するというのもできない状況でありますから、限られたスペースの中で上下線順番に工事をしていこうとなることで、6年の期間を要するという状況になっております。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 いずれにしても、跨線橋の工事に6年、それからその脇のアプローチ、道路の建設に3年かかりまして、あわせて9年ですよ。かなりの長期にわたる工事なので、そういった点では住民の皆さんからは、今ある岡田橋は先ほどもありましたように歩道橋もなく狭いという危険なところですので、ぜひ早く完成できるようにしていただきたいと思います。

以上です。

○綿引委員長 他にございますでしょうか。

松本委員。

○松本委員 31億4,900何がしかのこの工事費なんですけれども、これについての協定の内容というのは、これは一般入札と違いますから、このJ Rの場合は必ずJ R東日本の関係の仕事になるわけですよ。それがこの協定内容というものでこの金額が出たということは、この協定内容の中身というのは我々は何も分からないわけよ。国の基準というのがいろいろあるでしょう。それで皆さん方がそれぞれほかの道路にしても建物にしても大体国の基準によって積算をして、それで予定価格というのを立てていくんだらうというふうに思うんです。しかし、この工事については協定金額ということで31億何がしということになっているんだけれども、これは高いと思いますか、安いと思いますか。

ちょっとごめんね。私はこれを反対しているわけではございません。皆さんの意見のように早く進めていただきたいというような考えは持っていますけれども、この金額が本当に妥当なのか、向こうの言いなりなのか、この辺が一番私はこの協定内容というものが基本なんだらうと。だから、協定内容の資料というのは持っていますよね、多分。我々はそういうのはこれまでも一度も見たことがないような気がするんだけれども。だから、J Rのほうの言いなり——例えば悪い言葉で言うならば。例えばこれが一般競争で仮に入札ができたとするならば、私はもっと安く、極端な話半分ぐらいでもできちゃうんじゃないのかなとか、こんな思いもあるわけですよ。だから、これはJ Rのほうの許可がなければこの工事というのはいけないわけですから、許可というのをもらうためには、やはり向こうの希望する金額でもって協定書というのは結ばれているんだらうというふうに思うんですよ。ですから、その三十何億円というものが果たして妥当なのか。その辺のやり取りの中で、国のそういう基準の、この類にあった基準の予定価格表というのがあるでしょう。それと比較をして協定書を結んだものなのか。だから、その辺がちょっと私は協定内容ということでの予算が決して安くはないんじゃないのかなというふうに思うんですよね。これはやむを得ないというのか、J Rから許可をもらうためには仕方ないというのか、どういう思いでこの予算編成をしたのかどうか。そういう

協定書みたいなものがあれば、我々にも見せてほしいなというような気がするんですよね。難しいですか、こういう質問は。

だから、31億円がここに投じられて、それは便利にはなるんだろうけれども、この金額が本当にその協定内容からして妥当なのかどうかというのが、私はちょっと疑問を持っているんですよ。この辺を誰か答えられる人っていますか。誰が協定に立ち会って、JRのほうとこういう契約をしたのか。松葉課長がやったわけでもないだろうと思うんだけど、どうなのでしょう、これ。

[発言する者あり]

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

積算はJRのほうでしていただいている状況ではございますが、桁の架設につきましては、日本建設機械施工協会という協会がございまして、その協会の積算基準を使って橋りょうの架設の積算をしているということ、今までの施工実績とか見積り等を参考にして、JRのほうで積算しているという状況でございます。

あとは、今回の橋の架設につきましては、先ほども申しましたが、送り出し工法というのがJRの横断部分は採用しております。送り出し工法につきましては、すみません、資料の3ページをお開き願いたいと思うんですけども、資料3ページに平面図がございます。その平面図の中の赤の着色部分に橋を架けるわけですけども、そこに架ける橋桁を工場で作成して工場から運んできて、青の線の囲みが事業区域なんですけれども、その現地で組立てを行います。その場所を利用して組み立て、その組み立てた橋桁を常磐線の上の区間につきまして送り出しということで、組み立てた橋を台車に載せてずらずと横に移動して架設する工法なので、作業時間が夜間施工となる関係で、どうしても時間と費用がかかるということで、そういう状況となっております。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 その工程の構造のあれは、それは技術屋さんがやることですから、それはいいの。そういうことを聞いているわけではございません。ただ、その協定内容というものが見積りとかいろんなのに照らし合わせて、国の基準の価格と比較をしながらこの協定を結んだのかということを知っているわけであって、それでこれはもう競争入札ではございませんから、もう向こうの言いなりだというふうに私は思っています。ですから、どうしても水戸市としてはそれをのまざるを得ないような状況の金額なんじゃないのかなというふうに思ったものですから、この協定内容の見積りでも、もしも見せていただければいいななんて思っているんです。しかし、それはなかなか難しいんじゃないかなと思います。もう全部JR側の見積りはこの契約の仕方ですよ。要するにそれでもう許可をもらって工事をやるんだから仕方ないんだけど、水戸市のほうとしても少し知識を得て勉強して行って、一覧表でも持って行って、そしてもう少し金額の交渉ということができなかったのか、できたのか。やったのか、やらなかったのか。その辺を聞かせてくださいよ。

私がもし、これJRのほうでは高いから一般競争にしますよと言った場合に、多分許可をくれない。だから、高くてもしょうがないから水戸市はそういう協定内容に判を押すほかなくなっちゃう。今こういう実態になっているんじゃないのかなというふうに私は思うんです。そうじゃないかもしれませんが、私の考えはそう思うの。だから、その協定内容の中身などが分かれば知りたいなという思いなんですけれども、今

日はいいでしょう。後で正副委員長のほうにでもよく資料でも……今日その見積り見せられるの。資料出せるの。国との比較表だよ。JRのほうの見積りだけじゃないよ。分からないでしょう、それでは。国の基準価格というのがあるわけですから、だからそれと比較してどこら辺が違うのか、何でこんな金額になったのかと。だから、それ宿題に。正副委員長にお任せするから、だから……

〔発言する者あり〕

○松本委員 だから、出るならば明日でも出してもらって構わないし。

〔発言する者あり〕

○松本委員 だから、明日なら明日で、出せるなら出せる、出せないなら出せないで後日、私も百歩譲るから、正副委員長にお任せするから、あとでよく確認してください。

〔発言する者あり〕

○綿引委員長 ちょっと待ってください。

○小川委員 一般儀礼とかそういう部分があったりして、やはり今松本委員が言ったように……

〔発言する者あり〕

○小川委員 国の基準があって、先ほどと重複するかもしれないけれども、あくまでも過去には国鉄であった経緯があるJRがやはり主体だから一本で来ていると思うし、その辺を明確に後で説明したら。

○綿引委員長 その金額の妥当性について、水戸市としてきちんと検証をしているのかという趣旨の御質問だと思いますので、見積りの提示等も含めて、後ほど正副委員長で調整をしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

中庭委員。

○中庭委員 この31億4,944万円の年割額というのはあるんですか。これ1回で払っちゃうんですか。それとも、年割額があって毎年幾らずつ払っていくという、その年割額についてもこれ何もないんですけれども、これはどんなふうになっているんですか。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

6年というスパンの中で、毎年やる工種、工法、工事が変わりますから、その工事に要する費用について年割になっておりますので、年割の中で支払うという形で提示されております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 今年度の年割額というのは決まっているんでしょう。

〔発言する者あり〕

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

申し訳ございません。予算書をちょっと今日持ってきていないもので、今年度の年割額はちょっとお答えできません。申し訳ございません。

〔「お答えできないで済むことなの」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 暫時休憩します。

午前10時47分 休憩

午前10時59分 再開

○綿引委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

中庭委員の質問に対する答弁を求めます。

松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 先ほどの中庭委員の御質問にお答えします。

今年度につきましては、債務負担の委託料として500万円を計上しております。あとは、それ以降の年割も割合としては計上しております。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、今年は500万円しか払わないということ。それ以外はもう払わないということなんですか。31億円あるんだけど、今年は500万円しか払わないと。もうそれ以外に払うのはないということなんですか。いや、6年間で31億円でしょう。そうなれば、今年度幾ら、来年度幾らぐらいは少なくともあるはずですよ。それがなくて協定を結んでいるということなので、普通ではあり得ない。だから、今年度500万円で済んじゃう。もうそれ以上は出ないということですか。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

当初予算で全体の債務負担は組んでおりますけれども、今年度の当初予算としては、500万円の予算で事務手続とかそういうものを実施していただいているという状況でございます。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、今年は500万円の支出以外にはないということなんですね。松本委員が言ったように、やっぱり31億円の積算根拠も議会に出ていない。単純に計算すると、これ100メートルの跨線橋を造るのに31億円ですよ。そうすると、1メートル当たり3,000万円という大変高額な工事なんですよ。その工事の積算根拠がないと。積算根拠はあるんでしょうけれども、我々には発表もしていないという点で、何かこの今回の協定書の契約はかなり我々にとってみれば中身が分からないブラックボックスみたいになっているということなので、やっぱり議会にもちゃんとチェックできるようにしていただきたいと思えます。

以上です。

○綿引委員長 要望ということで。

○中庭委員 要望で、はい。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 ないようですので、議案第82号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第85号 土地の取得について（市道酒門358号線用地）について、質疑のある方は発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 この道路は新清掃工場のための道路、いわゆるごみ収集車の道路になるわけですね。

〔「そればかりじゃないよ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 主立った道路になる。結局この道路は静かな田園道路の中に建設される道路であって、地域の住民の皆さんは、既存の県道中石崎水戸線などを改良すれば必要ないということで、一貫してこれまで反対の地権者もありました。これについて今回買収がされるわけですが、しかしこの土地の買収に反対している人たちもいるんですけれども、この状況についてどういうふうに考えているのか、どういうふうに住民の皆さんに話しているのか、お答えいただきたい。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

この路線につきましては、現在もまだ用地交渉中ではありますが、まだ合意が得られていない方も含めましてまだ数名の地権者がございます。

〔「何名ぐらいですか」と呼ぶ者あり〕

○松葉建設部技監兼道路建設課長 全体で残り9名の方がおります。その中には合意が得られない方もおりますけれども、様々な御意見もございまして、相手方の内容につきましては、今現在まだ引き続き交渉中でありますものですから、詳細のほうは控えさせていただきたいと思いますが、引き続き交渉を重ねながら御理解、御協力が得られるよう努めて進めていきたいと考えている状況でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 私も今回の議案が出されたので、まだ市に売っていない地権者の方からも再度いろいろお話を聞きました。そうしましたら、この今回の酒門358号線については、もともと必要ないんじゃないかという意見が強く出されました。そういう中で、私ももう一回調べてみたんですけれども、平成26年5月に発表された水戸市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価のあらましというのがあるんですね。この中の5ページにこう書いてあるんですよ。5ページの(3)道路計画というところに書いてありまして、この中では、清掃工場への廃棄物運搬車両の主要な走行ルートについては、国道50号線方面から県道中石崎水戸線、県道内原塩崎線、それから国道51号線方面から県道下入野水戸線、そして県道長岡大洗線等の既存道路を活用しますと。要するに既存道路を活用しますということで、今回の酒門の新しい道路については造らないと、こう言っているんですね。それにもかかわらず、今回この道路を造ったということについて、住民の皆さんは非常に環境破壊じゃないかと、必要のない道路を造るんじゃないかということの意見があるんですけれども、これについてはどういうふうに考えられますか。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

現在のこの道路につきましては、水戸市都市計画マスタープランにおきましても、大洗周辺へのアクセス道路として交通渋滞を解消するとともに、水戸南インターチェンジから大洗町間を結ぶ主要な道路という

形でも位置づけられております。そういったことから、新ごみ処理施設のアクセス道路ばかりではなくて、地区全体を考えた重要な道路ということで整備の必要性はあると感じております。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 私も今の渋滞問題についてちょっといろいろ皆さんから聞いたら、こう言っていましたね。今のところ渋滞はないと。今収集車が来ていますけれども、渋滞はないと。それなのに、渋滞があるかのようにして酒門358号線を造るのは、これはおかしいんじゃないかということで、そういう点では、新ごみ処理施設ができたので安全性と利便性のために酒門358号線を造るのは、これは納得できないということを強く主張しておりました。そういう点で、もともと造る必要もない道路に莫大なお金を使って建設するということは、私は納得できないということですが、もう一度答弁を求めたいと思います。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

やはりこの酒門358号線を含めまして、先ほど申しましたが、水戸市都市計画マスタープランのほうでも大洗方面のアクセスとして重要な路線となっております。また、現在は季節によっては渋滞も当然ありますものですから、そういったことも考えますと、やはり観光シーズンとかそういうときのためには欠かすことのできない道路になるのかなということで、新ごみ処理施設のアクセス道路を含めてこの道路の事業のほうは進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 9人の地権者の方が、この道路の建設は問題だということを主張していますので、私はもう一回見直す必要があるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○綿引委員長 小川委員。

○小川委員 まずもって、一昨日より、私自身もこの酒門358号線についてはいつきも早期の事業完結に結びつけたいと、こういう質問をしてみました。そういう中で、この議案に対しては当然賛成するものでありまして、なおかつ私自身も地元でもございます。ただいま中庭委員からあった交通渋滞があまりないんじゃないかというような部分。ただし、あそこに一日お立ちになっていただくと一番お分かりになるんですが、かなりの車両、その中心になるのはやはり「えこみっと」に進入する、出たり入ったりする車両が多様にして多いと。それとともに、今県庁や一般の企業等への通勤、退勤。これはかなりの混みがあるんですよ。ただいまこの酒門358号線がまだ今95%ぐらいですが、これは先ほど執行部のほうから出ましたように、最大限の地権者との交渉をして、いつきも早いというお言葉をいただきましたけれども、まさにそのとおりであります。

それと、もう1点あるわけです。従来そのままいくと、いわゆる常磐の杜とこっちの若宮十文字。そういう面から見ると、どうしても茨城町の若宮十文字、いわゆる他の地内を通過しなくちゃならん。しかもそれは一般にごみ車両だと言われていきますから、その部分も解消しなくちゃならん。そういう点では、逆に

言うとその地域からの大きな苦情があったり、既存のままでいくとそういうものがあつたりするんじゃないかなと思います。だから、この路線が開通して大いに、そして将来これがいわゆる瀬沼川に架かる、我々は大貫橋と言ったり赤い橋と言ったりするあの辺に抜けていければ本当の主要道路になってまいりますし、一日も早い完成を望んでおる住民の一人でもあります。

だから、ただいまの中庭委員さんと逆になるかもしれませんが、本当に安全に通行のできる道路にしてほしいなど。それが地域に関する大きな、何事においても活性化のもとになるんじゃないかな。そして、本市における大きな実績のもとになるんじゃないかなと、こう思っております。

以上で質問を終わります。答えは要りませんから、以上でございます。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

松本委員。

○松本委員 私もこの道路は早く進めていただきたいという思いでいます。道路というのは真つすぐが基本なんです、本当は。だけれども、やむを得ない事情により、多少の曲がりくねった道路だというふうに思っています。これを買収していく過程の中で、皆さんが大変御苦勞をされてきたんだらうというふうに思っております。しかし、この地域は用途指定の問題やいろんな問題等があつて、総額が約6,986万円。全部で地権者が14人になるのかな。その査定、5,000万円以下は公共事業ですから無税なんですけれども、そんなに入る人はいないわけですね。1人が5,000万円以上なんていう人はいないわけです。しかし、その査定をしていく中で個人個人の評価というのが全部違うんでしょう。要するに、宅地もあれば畑もあれば山林もあるし、用途によっては農振地域もあるかもしれない。そうした場合の交渉の仕方というのは、どのような方法でこれは買収はしているんですか。一堂に会して説明をして買収をしていくのか。あるいは、個々に皆さんが訪問をして、そういうことを加味しながら、宅地と農地とは全然違うわけですから、評価も税金も違うわけですから、そういう場合の個人個人の交渉によって買収をしていくのか。どっちの方法を取っているんですか、これ。あるいはどこかの集会所でも借りてみんな集まっていたら、一律幾らだよというふうに買っているのか、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

土地の価格につきましては、まず不動産鑑定士が土地の価格評価を行いまして、その中で鑑定額を出してもらっております。その鑑定額を基に不動産評価審査会で価格を検討し決定して、その単価を基に各個人別々に戸別訪問をしながら、用地交渉と価格交渉を進めているという状況でございます。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 分かりました。そうすると、不動産鑑定をかけた宅地とか農地とか用途指定によって格差が大分あるかと思うんですね。例えば境界ぐい1本で隣は宅地でこっちは農地で、そうするとそこに差がかなり出てくるんだらうと思うんですね。そういうことはやっぱりこう皆さんに御説明をしながら、了解を得ながら判こをいただいているというようなやり方で、そういう中で反対者が、隣が幾らなのうちは何でこんなに安いのか、そういう問題などはないと。それでこれはスムーズに買っていけるというようなもう契約を

結んで、またこれからお金を払っていくわけでしょうから。そうすると今までは仮契約か何か、売渡し証明書か何かをもう頂いているということでもいいんですか。単価も入って面積も入って、実測も終わっているわけですから。そうすると、手付金なんかも払っているとか、それは払っていない。ただ、要するに、じゃ今は売渡し証明書、買付証明書を交換しているというような段階で、これは農地だったら農転の許可ももらわなくちゃならないでしょう。それで、許可をもらってから初めてお金というのは払えるわけでしょう。ですから、手付金を払わないで一気に全額払っていくんだと、一度に。こういう手法ですか、買い方としては。

それによって、年度がもし今年間に合わずに次年度になった場合には、今度はその申告の仕方も違ってくるわけですから、今買えば来年の3月申告になるわけです。無税ではありますけれども、所得税として申告しなくちゃならないでしょう。だから、その辺の買い方、宅地だったらもう分割ですぐ払えるよね。議決されればもう今度はお金使えるわけですから。そういう後先になるということもありますよね。その辺の進め方と、要するに今言ったような買収の仕方。その辺のところをちょっと教えてください。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

まず、交渉は個別でやっているということで、土地のほかに建物とか工作物が乗っている場合もございます。その場合は土地とあわせて工作物の補償ということで、補償契約という形にもなります。補償に関しては、まず手付金としてお支払いして、それで撤去していただいて、撤去し終わった後に残金を支払うという形を取っております。土地につきましても契約して半金、登記完了して残りを払うという状況で進めております。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 建物の補償のほうは先に半金を払って、その下の土地についても半金。そうすると、農地であろうと山林であろうと、山林はすぐ所有権移転できるからいいけれども、農地の場合なんかは建物が建っていないんだから、農地についても半金は払っていくと。それで許可をもらった後、全額払って所有権移転すると。そうすると14人の方々に払う時期というのはずれてきますね。一括で全部払うということじゃないですね。それはみんな振込になるんでしょうけれども、そういうことでもいいんですか。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

今議会で提出させていただいた用地につきましては、議決後に契約して半金を払います。その後、登記完了後に半金を払うという状況で進めることになっております。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 要するに、建物があったところを買収するとすれば、まず建物を解体するわけでしょう。そうしなければ、解体してその建物が保存登記されておれば滅失登記やらなくちゃならないでしょう。それは水戸市が職権でできるでしょう。そして、それから分割登記ということになると。違いますか。滅失登記やって、建物があるうちから分割登記というのはできるんですか。俺はできていると思っているけれども、要するに建物を解体して証明書をもらって、解体した解体料というのはこの用地費の中には入っていない。入っているの。入っていない。解体料というのはどっちが持つのか。

〔「補償費として支払います」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 補償費で。補償費というのは予算組んであるわけ。そうすると、補償して解体をしていただいて、それは個人のほうでやるわけでしょう。持ち主が。そして今度はそれが終わったら市のほうに確認をもらって、最終処分解体の証明書をもらわなければ滅失登記というのはできないでしょう。それから分割登記ということになるんですか。分割登記は先にやっちゃって、補償費払って解体してもらって滅失登記終わって、それで今度はお金を支払うというような手順になるのかな。建物があるところは。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

本契約の後に建物があっても半金の支払いはできると。残りの半金は建物がなくなってから支払うと。

〔「補償費だろう」と呼ぶ者あり〕

○松葉建設部技監兼道路建設課長 補償費について、はい。

○綿引委員長 ちょっと1回整理をして。

〔発言する者あり〕

○綿引委員長 正確な答弁ができない状況ですので、ちょっと改めて答弁をいただきたいと思いますので、申し訳ございませんが、よろしくをお願いします。

ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第85号につきましては、ただいまの件を除き終わらせていただきます。

次に、議案第86号 土地の取得について（都市計画道路3・3・2号中大野中河内線用地）について、質疑のある方は発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 道路の取得は水戸市が行うんですけれども、最終的に道路建設まで含めて、この地域の開通というのはいつ頃になるんですかね、これは。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

ここの道路の事業につきましては、用地買収を水戸市で行いまして、その後県のほうで工事をしていただくということで事業を進めている状況でございます。現在水戸市のほうで用地取得をしておりますが、まだ現在工事に着手していない状況なものですから、工事の完成時期等についてはまだ分かっていないという状況でございます。

○綿引委員長 そのほかございますでしょうか。

松本委員。

○松本委員 これ買うのは問題ありません。ここの路線でもう既に早く買っているのはもう10年ぐらい前に買っているでしょう。

例えば極端な話10年と言ったけれども、10年までたたないにしても、3年でも4年でも前にもう買収

しているところもあるわけでしょう。その買収したところの土地というのは今どうなっているんですか。買収したんだから水戸市の名義でしょう。これ、国の事業補助で買っているわけですから、そうすると水戸市の名義になっているわけなんですけれども、その買った土地というのは現状はどうなっていますか。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

買収した箇所につきましては、農地、畑が多い状況ではございますが、更地の箇所もありますが、まだ現在耕作をしているという状況の箇所もございます。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 要するに、水戸市が買ったところで耕作をしているんだよね。これは水戸市が許可を出して耕作をお願いしているのか、耕作をしたいからと言われて許可を出しているのか。地権者じゃなくて水戸市の土地で耕作をしているということは、農業委員会に耕作権の届出がされている方もいるんじゃないのかなと、私こう思うんですよ。そうした場合には、作っている人がそれを解除してくれない限りは工事に着手できないんですよ。これはただで貸しているわけでしょう、早い話が。その辺の状況というのはどうなっているのかなと思って、ちょっとここに関心があったもんだからお伺いしたいんですけども。要するに耕作地役権というのかな、農業者が借りて作っていて農業委員会に届出している場合、それを解除してもらわない限りは、水戸市の土地であっても手はつけられないと私は思うんです、法的に。だから、今まで買ったところが何でただで貸しているのかなと。それとも一筆を交わしてあって、工事をやるときには必ず水戸市に返還しますよという、そういう確約書でも取ってあるのかどうか、この辺分かっている方がいたら、松葉課長が分からないようだから、分かっている人がいたら答えてほしいと思うんですけれども、後でそういう問題でトラブルが起きるようなことがあっては困るわけですよ。だから、その辺の現状はきちっと整理しておかなきゃならない。もう買ったときから。作らせるときから。その辺の現状はどうなっているのか。分かっている人はいる。農業委員会の人に来てもらうほかなくなってしまう。

[発言する者あり]

○松本委員 だから、何の根拠でそのせっかく買収したところで作っているのかということなの、問題は。それには確約書なり念書なり誓約書なり取っておかなければ、私は後で何かがあったときに困るんじゃないのかなというふうに思っているんですよ。だから、その辺答えられる人いないのか、誰も。

○綿引委員長 ちょっと答えられないようですので、それも……

○松本委員 答えられないようでは困っちゃうような気がするんだよね。今回これ買収するところだって、例えば、じゃどうするというの、これ。地主さんとのどういう交渉で買収が合意に至っているのか。そのまま耕作してもいいですよということなのか。借地権のそういう耕作権というのか何かを農業委員会に届出しているという方がいたら、今度は解除を農業委員会に出してもらわなければ、水戸市が困っちゃうんですよ。国の事業がこれ使っているわけですから。だから、今回の交渉については、これ農地なんかもあるんでしょう、田んぼもあるし、畑もあるしね。それはだからどんなふう交渉してこられたのか、今回のやつだけでもいいから、交渉してきた耕作についての話というのはどうなっているか。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

買収を続けている状況の中で、今議会に提案している地権者の方には、今後その用地部分につきましては市のほうで管理をするので耕作はしないでいただきたいというような形で交渉のほうは進めております。過去に買ったところにつきましては、なかなかそこまでの交渉というか手続が至らなかったというところもあると思うんですけども、そこも含めまして、今後市のほうで管理をしていこうと。耕作しないようお願いしながら管理していこうという形で今計画を進めているという状況でございます。

○綿引委員長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 ないようですので、議案第86号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第87号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第5号）中第1表中歳出中第8款（土木費）及び第2表継続費補正について、質疑のある方は発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 私は、今回の補正予算の中で2億6,000万円の予算が組まれている上空通路の建設費について質問したいと思います。

この上空通路は5年前に京成百貨店側の申出によりまして、一時建設計画があったんですけども、18億円を京成百貨店が負担しなければならないと。建物の改造であったりエレベーターの設置とかいろいろありまして、建設を断念したということがありました。結局立ち消えになってしまったと。しかし、今回の予算に再び上空通路の建設費が計上されて、3年間で3億2,900万円で、今回の補正で2億6,000万円が組まれたんですけども、この上空通路で一番利益を得る京成百貨店側は1円の負担もないと。なぜ1円の負担もないのか。国と市で総額5億4,000万円で建設するというように、なぜ京成百貨店側に1円の負担もないのか、まずお聞きしたいという点です。お願いいたします。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

今委員のほうからお話がありましたように、5年前ですかね、平成28年頃だと思いますけれども、この上空通路につきましては、さまざまな課題点があって断念したという経過は前の特別委員会のほうでも報告はさせていただいているところだと思います。ただ、その後様々な検証を進めてきた結果、今回京成百貨店側と北側で今建設中の新市民会館、こちらが連動することで周辺における歩行者の利用量が相当増えるというような見込みがありまして、それを危惧した国道50号の道路管理者であります国土交通省のほうで、歩行者と利用者の安全確保をとにかく図らなければならないというようなことで、今回直轄の道路事業として上空通路を整備するというような形に至ったことの経過については、昨年4月10日の特別委員会のときにも報告を差し上げていた次第かと思えます。その時点ではどのような内容になるか、どういった橋の形になるのかは決まっておらなかったもので、そういう位置づけで前回断念したときとは大きく変わって、道路管理者が自らその利用者の安全を図るために上空通路を設置するにあわせて、市のほうもさらなる利

便性向上を図るために建物同士をつなぐことで、さらなる中心市街地の活性化とかも図れるというようなすごくいい機会だというようなこともありまして、こういう形で整備のほうを進めていく形になったということで説明のほうはさせていただいたと思います。よろしくをお願いします。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 今回上空通路を造るに当たって、水戸市が3億2,900万円負担するわけですよね。それはどういう根拠で負担するのかお答えいただきたい。特に、今回特別委員会に出された橋の状況を見ると、斜めなんですよね。斜めで橋の長さは37メートルということで、通常の長さよりも結局建設費が高くなっちゃう。これ幾ら高くなるんですか。結局斜めになることによって幾ら高くなるのかをお答えいただきたい。

それから、あともう一つお答えいただきたいのは、結局市民会館と上空通路をつなぎますよね。そうすると、市民会館側の接続費用も出てきますよね、これ。改造しなくちゃならない。その改造費もどのぐらいかかるのかお答えを。この2つ。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今回の上空通路を架けるに当たって、本当は直でやったほうがいいのに斜めにしたおかげでお金が高くなったんじゃないかというような御質問をいただきました。さきの7月20日の特別委員会においてその費用負担の部分について御説明のほうを差し上げた際に、見込みで見ております国の概算工事費として5億4,000万円で、うち市の負担が3億2,900万円という御説明のほうを差し上げたところでございます。その中で、国のほうの負担としては、その工事費5億4,000万円の中で本来直で架けられればよかったものの部分について国のほうの負担と。残りの部分は、市のほうがさらなる利便性の向上とかを図るためにやるために、必要な負担金として市のほうが負担してくださいというような形のすみ分けになってございますので、幾ら高くなったかというようなお話になれば、5億4,000万円から市の負担3億2,900万円分を引いた残りの部分が本来国で架けようとしていた直の値段ということなので、市のほうで持ち出している部分がそのまま斜めにした形で増えた部分というようなこととなります。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 結局、京成百貨店のためにこの橋を造るのに、斜めになる部分3億2,900万円を京成百貨店側の負担じゃなくて水戸市で負担するということですよね。高くなったのは水戸市が負担と。

それからもう一つは、市民会館と上空通路をつなぐに当たっての改造費ですね。これどのぐらいを見込んでいるんですか。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

委員の御質問の中で、京成百貨店のためというお話がございましたが、この通路をつなげることで利益を得るのは京成百貨店側だけではなくて、新市民会館も利便性が向上します。そこはもともと従来、国道50号を渡ろうとしている利用者の安全を図るためにつけるということで、安全の確保を目的にしてやっているものでございまして、そこをさらに市のほうで、建物同士をつなげることでさらに安全性が高まって利便性が向上するという公益性の高い事業として進めておりますので、ある一店舗、一業者に対して

利益を供与するために仕掛けているものではないということだけは御説明のほうを差し上げたいと思います。

あと、市民会館のほうの改造費用につきましては、ちょっと再開発事業の中で整理をされていますので、ちょっと私のほうではそこまでは把握はしてございません。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 じゃ、開発事務所のほうでお答えください。

○綿引委員長 大和事務所長。

○大和都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

新市民会館の接続部分の開口部につきましては、今現在もともと床であったところ、あとはガラスがあったところ、壁があったところの部分でエントランス広場の上の部分に接続することとしておりますが、もともと設計のほうにもあまり大きい影響がないように、今工事費の中で再開発組合と、あと施工者のほうと調整しております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 幾らかかるかは分からないということですね。

○綿引委員長 調整中。

○中庭委員 そうすると、調整中というのはまだ分からないということですよ。だから、そういう点では3億2,900万円以外にまたさらにかかる可能性があるということで、例えば2,000万円かかるのか3,000万円かかるのかというのは分からないということですよ。だから、そうすると結局今回の上空通路を造るためにさらにまたお金がかかるということで、二重、三重にもかかるということなんですね。それと、その点は今後いつ頃発表になるんですか。お答えください。

○綿引委員長 大和事務所長。

○大和都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 今の中庭委員の御質問にお答えいたします。

今の改造費、改修費のほうの調整なんですけど、今発注しております工事費の中でプラスになるところ、マイナスになるところがありますので、その工事費の中で上振れがしないような調整を今図っております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 それから、もう一つお聞きしたいのは、この上空通路の件なんですけれども、市民会館が閉館すると市民会館側から下りられないという構造になっていますよね。それで、結局市民会館が休館日には使えないということになるんじゃないですか。その辺はどうなんでしょうか。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 中庭委員の質問にお答えします。

すみません、今手元のほうに全然御用意していないので申し訳なかったんですが、7月20日に開かれた特別委員会の資料の中で、橋りょうの形式とかそういったのを明示した図面のほうを御提示した際に、今先生お持ちですけれども、市民会館側については直接道路に降ろすような階段の設置が困難だということで判断がございまして、その機能を代替するように、1回施設の中、といっても外壁の部分ですけれども、実は歩道橋が接続する部分にまず市民会館の大きなガラス張りの壁がございまして、その中に入ってから、また今度市民会館の中に入るための入り口の扉がついてございます。その扉が閉まると中には入れませんが、扉

の外と外壁のガラスの間は行き来ができるような形で通過交通ができるように確保されておりまして、そこの中に入って、2階の部分から外側に設置されたガラス張りの下のエントランスとかと言われる広場になっているところに降りるような階段を設置してございます。図面のところで四角く囲ってくる回るような回り階段みたいな形で出ているんですが、そちらのほうは24時間開放の階段になってございまして、建物が休止になったからといって行き来ができなくなるようなことがないように、きちんと往来ができる施設をそこに設置するというような状況でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、結局は市民会館の一部については24時間開放になるところがあるということになるんですね。そういう点では防犯上どうなのかというのがありますよね。だって、今の答弁では、ここに書いてありますように、確かに階段ついていますよ、これね。この階段は24時間開放している。したがって、ここから外にも出られるということになるでしょう、これ。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 中庭委員の御質問にお答えします。

今の委員のお話のとおり、24時間行き来できますが、その降りた下の部分、1階の部分は建物の外側にある広場になっているところになっています。ちょっと例えても分かりづらいんですが、例えば今の水戸京成百貨店の外側のような、市民会館のほうはその外側のところにこうガラスがかかっているようなイメージを持っていただければいいと思うんですけども、そういう形で通常でも建物を施錠すると中には入れませんが、外側では人がいられるような空間が新市民会館の外側に設置されておりますので、その部分で往来ができるというような形になってございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 いずれにしても、結局さらにここの部分の改造費というのは出てきますよね。したがって、階段の改造費だとか何かも含めると、結局は353億円もかかって、さらにまた5億4,000万円もかかる。その他の市民会館の改造費もかかるということで、私はやっぱり一特定企業のための上空通路は造るべきではないというふうに思います。そして、同時に今地下通路もありますよね。エレベーターもありますよね。それで私は十分ではないかなというふうに思います。わざと一旦中止になったものをまた造るというのは税金の無駄遣いではないかというふうに思います。

以上です。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 私はこの上空通路は、先ほど利用者の安全確保という点と、この市民会館の開館後には全国からいらっしゃると思いますので、やはりおもてなしの意味でもぜひこの上空通路、しっかりやっていただきたいと思います。

前回の特別委員会でちょっと質問させていただいた件なんですけれども、この上空通路に屋根をつけるかどうかということについてはその後、御検討されたのか、ちょっとその点お聞きしたいと思います。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えします。

前回の特別委員会において、可能であれば屋根をつけることはどうだというような御質問をいただいておりますが、この上空通路を整備するに当たって様々な要望とかがある中で、上空通路の部分に屋根がつけられるかどうかの検討もあわせてさせていただいております。今回、いろいろ様々な検討をした結果、屋根をつけることによって一番大きな問題は重量がすごくかさんでしまうのと、あと屋根をつけることで風の影響を大きく受けるというような問題が生じてきております。今設計の中で御提示しておりますこの上空通路の構造については、柱の立てる位置とかかなり厳しい条件の中で現在の位置に決めてきた経過もございまして、荷重についてもこれ以上ちょっと増やすともっと柱の径が大きくなったりというような様々な課題点がまた出てくるということもありまして、かなり上限ぎりぎりの設計になってございます。そういったことから、いろいろ検討してはいたんですが、屋根をつけることによって荷重が増えて、それで柱が太くなるとか、あとはもともと上に利用しようとしている通路部分の幅、これも新たな屋根を支えるための柱をつけようとする、もう一回りちょっと大きいサイズのものをつけないと柱が立たないというような様々な課題点もございまして、今回は屋根のほうがなかなか厳しいということで結論を出させていただいて、今回屋根なしの上空通路というような形で整備のほうを進めていくこととしております。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 重量ということでお話があったんですけども、全国には同じような上空通路とか橋とかあるかと思うんですけども、やはり前回も話したとおり、年間3分の1の100日ぐらいが雨の日があるということで、せっかく例えばいろんな行事が行われたときに、全国から来られた方にそういった意味で先ほどおもてなしと言いましたけれども、やはり全国のそういった同じような上空通路を造っているものについて、もう一度、決定したのかもしれないですけども、やはりせっかく造るのであれば屋根をつけていただきたいという希望は私だけじゃありませんので、市民の方からもそういう声もありますので、そういった事例を研究していただいて、また御検討いただきたいというのが要望としてさせていただきます。

あとは、すみません、先ほどの通学路なんですけれども、40か所で2,000万円ということで、これについては今年度中に工事が全部完了するスケジュールなのか、それだけ確認させてください。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 鈴木委員のほうから今御質問をいただきました通学路に関する御質問でございますが、今回の補正予算が議了でお認めいただいた後に速やかに発注して対応していきたいというふうなことで考えておりますので、なるべく早めに行えるようにしていきたいと考えております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 私、上空通路については先ほど質問しましたので、今鈴木委員が言っている通学路の安全対策の問題で2,000万円予算計上しましたよね。40か所というんですけども、どういう基準で40か所を選定してやることになったのかお答えいただきたいということ、それから今回の交通安全対策は、主な工事の内容というのはどういうものなのか。例えば、ガードレールの設置箇所、それから道路の路面標示の設置内容がどういうものなのかお答えいただきたい。そして、3つ目には、40か所で終わっちゃうのではないですよね。もっとあるわけですよね。だから、今後の通学路の安全対策の整備状況、整備方針ですね。この3つ。要するに1つは40か所選定した箇所の基準、それから今回の安全対策の内容、3つ目はこの

40か所だけで済むのか、今後どういうふうに進めるかと、この3つお答えいただきたい。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 もう一回質問内容を確認いたします。今中庭委員のほうから質問があったのは、40か所だけなのかというお話と、あと……

○中庭委員 40か所を選んだ基準。

○大森建設部技監兼建設計画課長 選んだ基準と、内容。

○中庭委員 それから工事の内容、この3つお答えください。

○大森建設部技監兼建設計画課長 申し訳ございません。

今の御質問をいただいた中で、どういった基準で選定したのかということなのですが、これは今回先ほども冒頭で御説明差し上げたとおり、千葉県の八街市で児童が死傷するような痛ましい事故を受けまして、国のほうで新たな視点に基づいたことも入れて調査してくださいというような通知が来ました。今回それに基づいた形で現場のほうを調査しておりまして、その新たな視点というのは、見通しのよい道路とか幹線道路の抜け道など、車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所、それから過去に事故に至らなくてもヒヤリ・ハット事例があった箇所、それから保護者や見守り活動者、地域住民の方々から改善要望のあった箇所などを新たな視点として加えて調査したもの、そういったものを対応してくださいというような通知が来てございます。

市においては、これもいろいろ代表質問でも一般質問でもあったと思うんですけども、市内の関係部署で集まってそういったところを視野に入れた箇所について調査を行って、その中で全ての道路管理者、国道や県道、市道の管理者、あとは警察の交通管理者、それから学校関係者で合同点検や調査をした中で、市の管理している道路ですぐに対応が可能な箇所を40か所として計上した形になっています。

その40か所の内容でございますが、どうしてもやっぱり歩行者と車のほうの安全を図るには、歩車分離という形で何か歩道を造ったりガードレールで対策をして明確に分離するのが一番安全な手法としてはありますけれども、実情、現地調査を行った場所ではそういった施設を設置できるような道路の幅員がそもそもない場所が非常に多くございました。ほとんどがそういった場所でございます。そういったところで、じゃ具体的に安全対策をどういった形でやればいいのかというようなことで検討した結果、スピードを出している車両に対して、また利用している方々がそこは歩行者が通っている道路なんだよというようなことできちんと周知を図ることで、お互いが譲り合うような形で道路を利用できるような施策をまず講じていくべきだろうということで、カラー舗装だったり、路面標示だったり、あとは場所によって幅員が取れるようなところについては部分的にガードレールを張ったりというようなこともしますけれども、主にそういった注意喚起を図って、お互いが譲り合って利用できるような環境が構築できるような対策を講じる予算を組ませていただいております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 それから、40か所でとどまるのかどうかと。要するに、国もこの問題については補助を新たに出すと言っているでしょう。今後、40か所にとどまらない計画をお聞きます。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 すみません。1つ御質問が抜けていました。

今、当面できる箇所として40か所を対応するという形になっていまして、実際にはまだ対応がちょっとできないというよりも、対応するにはいろいろ調整が必要な箇所もまだございます。今議員のほうからも国のほうでというようなお話がありましたが、国のほうの動向がどういうふうな形でそういった支援措置があるのかというのはいろいろ情報収集に努めているところでございますが、正確な情報が入ってきてございません。なので、今後そういった動きをよく注視しながら、必要な対策費についてそういった措置がされればそういったものを使って安全対策を図っていきたいと考えてございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 最後の質問なんですけれども、これ公園緑地課長かな、公園整備で2,000万円の予算が増額されましたよね。これは何に使われるのかと。聞いたらば、何か東部公園のサッカー場の建設に使うんですか、2,000万円。それだけに使っちゃうんですか、これ。ちょっとお答えいただきたい。

○綿引委員長 上田課長。

○上田都市計画部技監兼公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

中庭委員がおっしゃるとおり、補正予算でいただく2,000万円につきましては、現在東部公園のサッカー場建設を鋭意進めているところでございまして、さらなる進捗を図るために東部公園に2,000万円を追加で投入しまして整備をしていくということでございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 国から補助金が2,000万円増額されたのであれば、例えば児童遊園の少し古い遊具の整備だとか、あるいは公園のトイレの改修だとか、いろいろなものに使っていいんじゃないかと。東部公園だけに特化してそこだけに使うということには私は駄目じゃないかなと思うんですよ。やっぱり市内にたくさんある児童遊園、児童公園の整備にも使うべきじゃないかと思うんですけれども、課長、どうですか。

○綿引委員長 上田課長。

○上田都市計画部技監兼公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

国庫補助事業といいましても、使えるところが決まっております、遊具の設置などについては今回の国庫補助の対象にはなってございません。今回の補助の対象になっておりますのは都市公園事業として現在位置づけている東部公園とか、七ツ洞公園などの補助に充てられる分野のものでございまして、そういった観点から、今回東部公園に集中して予算を投入していくということでございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 東部公園だけに使うということなんです、今の話では。私はやっぱり市民の願いから見れば、やっぱり国の補助の対象に、例えば児童公園なんかも含めて、そのために使っていただきたいという要望です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

小川委員。

○小川委員 先ほどの泉町のいわゆる空中デッキに関連しまして、先ほど説明がありましたけれども、以前にもお話を申し上げたと思うんですが、いわゆる歩道に直接降りられる部分として、いわゆるらせん階段で

建物の外部にあつてそれで降りられますよということなんです、正直言ってこのらせん階段ほど使いづらい階段はないと思うんですよ。一つの例を挙げると、水戸駅北口の交番サイドのところにある細い階段がありますよね。場所が取れないというようなお話を以前に伺った部分があります。市民会館の中へ入るとか、これは入らなくてもいわゆる外部の側面のところに階段がつけられますよということなんですけれども、その辺は御一考できないのかな。先ほど、まだ今調査等を踏まえて設計の部分もしかり、取れないことないと思うんだ。それで以前に聞いたときは、いわゆる中央ビルサイドに合う傾斜でいけば歩道の部分にかかっちゃうんですよというようなお話を伺ったことはあるんですよ。勾配って下限がございますから、でもやはり歩道から進むほうがスムーズじゃないかな。利便性、使い道、使い勝手、そして通りやすさはあつてしかりかな。これはいずれにしろ中央ビルサイドばかりじゃなくて、逆でも両サイドでもいいし、両サイドがあればなおさらいいですよ。ところが、そこにはバス停がありますよ。バス停は下なんだから、これも場所は取りませんし、その辺を再度、使う人の身になっていただければ当然、京成百貨店サイドにはあるんでしょ、今のルイ・ヴィトンのほうに下りる階段が。それじゃないと、正直なところを申し上げて、京成百貨店と市民会館のためにこれだけの経費をかけて何であんな立派な歩道橋を造るんだと、こう中庭委員さんから出そうな感じもするし。そういう部分を踏まえると、その辺をもう一回御一考して、いわゆる苦肉の策じゃなくて。高齢化した皆さん、だんだん私自身も団塊世代の一人ですから、大変だろうと。先ほど申し上げたように、繰り返しになりますけれども、らせんというのはやめていただいて、経費も全然らせんより下がった部分で……

〔「表に造ってもらいたいということだろう」と呼ぶ者あり〕

○小川委員 違う。表というより、やはり通常の……

〔「市民会館に入らないで」と呼ぶ者あり〕

○小川委員 そう。そういう面で、御一考いただければという強い要望で終わります。

以上です。

○綿引委員長 ほかにありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第87号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、提出議案の質疑は85号を除きまして全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の建設企業委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 零時11分 散会